

都市計画法施行令第25条第6号ただし書の運用基準

(都市計画法施行令第25条第6号ただし書の規定により公園等の設置を不要と判断する基準)

都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第25条第6号ただし書における、「開発区域の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場が存する場合」とは、次のいずれかに該当する場合とする。

- 1 予定建築物が住宅の場合においては、当該開発区域(開発区域の面積が1ha未満に限る。)の全域が、都市公園から250メートルの範囲内にある場合。ただし、この場合、開発区域と公園の間は、高速道路、河川、鉄道その他利用者の通行を分断するものにより、妨げられることなく利用できる状態にあること。
- 2 当該開発区域が、土地区画整理事業又は開発許可により面的な整備事業が施行された区域内の土地等、既に公園等が周辺に適正に確保されている土地の二次的な開発行為である場合。
- 3 その他の理由により、市長が公園等の設置を不要と判断する場合。

付則 この基準は、令和6年4月1日から施行する。